

2 0 2 3 年 度

安全保障輸出管理調査報告書

制度・手続編

2 0 2 4 年 3 月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC

はじめに

この1年間、世界の安全保障情勢は、引き続き激動が続き、複雑で不透明な状況となっています。

ロシアによるウクライナ侵攻は3年目に入り、G7諸国など主要国が一致して前例のない広汎な制裁をロシア、ベラルーシに対して集中的に講じてきました。しかし、これまで推進されてきた西側諸国によるウクライナ支援の先行きが見通しにくくなっており、ウクライナ情勢の先行きもまた不透明感が強まっています。ロシアとイラン、中国、北朝鮮等との関係強化の懸念も生じています。

また、中東では、パレスチナのガザ地区でのイスラエルとハマスとの対立・交戦による緊張も、関係する主要国の利害が交錯し、複雑な情勢となっています。

北朝鮮の核・ミサイルの脅威も改めてクローズアップされています。

台湾に関しても、大統領選の結果を踏まえて中国による台湾への圧力が強化され、台湾周辺海域での軍事演習や南シナ海の公海での管轄権主張など、従来以上に緊張が高まっています。

他方、中国においては、輸出管理法やデータ安全法、輸出禁止・輸出制限技術リスト等に基づき、重要物資や技術、重要データの輸出、海外移転について規制をかける動きが強まっており、我が国を含めてサプライチェーンに影響を及ぼしつつあります。また、輸出管理関連情報を含めてビジネスに必要な情報が取りにくくなり、施行された改正反スパイ法や改正国家秘密保守法等により、拡大された「国家安全」概念による規制が行われるなど、ビジネス環境への懸念が増しています。香港においても、新たな国家安全維持条例の制定方針の審議が開始され、中国本土並みの「国家安全」概念が適用される見通しとなりました。

このような諸状況を踏まえて、各国とも産業・技術基盤の強化や同盟国・同志国間のサプライチェーンの構築など、経済安全保障に関する取組を強化しています。

我が国においても経済安全保障推進法に基づく一連の措置が具体化され、直近ではセキュリティ・クリアランス制度の整備に関する法案が国会に提出されました。

経済産業省においては、令和6年度の改革で現在の貿易経済協力局が大臣官房の「経済安全保障室」と統合される等により改組され、「貿易経済安全保障局」となる予定とされています。

経済安全保障の中で輸出管理は重要な柱となっていますが、様々な課題に関する対応について検討が急がれています。従来の国際輸出管理レジーム合意に基づく不拡散型管理に加えて、同志国連携による管理の動きは、「日米輸出管理協力」やG7合意等に基づき具体化が進みつつあります。日米蘭による半導体製造装置を対象とした連携がなされましたが、今後、新興技術分野での連携と規制の具体化が進むと思われます。新興技術については、兵器の開発・製造・使用に直接用いられる場合だけでなく、C4ISR等の面で軍事能力の拡大に資する場合も含まれてくると思われ、規制手段のあり方が課題となります。

また、人権関連についても、民主主義サミットで合意された「輸出管理と人権イニシアティブ」に我が国も参加し、人権関連での輸出管理のあり方について議論が行われてきています。

ロシア制裁に関連して迂回輸出・制裁潜脱の問題も注目され、G7 合意に基づき各国で対応がなされつつあります。

このような諸状況を念頭に置きつつ、経済産業省の産業構造審議会安全保障貿易小委員会において、昨年秋より非公開で審議が進められ、今春には提言がなされる見込みです。その提言に基づき制度改正が見込まれますが、その際、産業界としては、明確性、予見可能性、レベルプレイングフィールド原則、実効性・効率性の確保といった基本的な諸点が確保されるよう求めていく必要があります。

また、米国では再輸出規制や金融面からの規制拡大の動きが目立ってきており、我が国企業のグローバルな企業展開の上で十分な留意が必要になっています。このため、外為法に基づく規制だけでなく、米国の諸規制の動向についても注視していく必要があります。

今年度の活動は、このような激動が続く中で行われました。

この活動の中で、「用途・需要者等の確からしさ確認」のあり方と法令・制度面の課題検討をふまえた「通常兵器キャッチオール規制に関する諸問題」を経済産業省に申し入れ、さらに、輸出管理全般についての諸課題・要望等を取りまとめた「安全保障輸出管理の制度・運用のあり方について（包括的要望書）」を経済産業省に提出しました。また CISTEC ホームページの改善案を提案し実現に至りました。国際関係では米国ミッション、アジアミッションで多くの最新情報を得ることができました。

本報告書は以上を含む1年間にわたる活動内容をまとめたものであり、各企業の輸出管理の参考となれば幸いです。今後も輸出管理を取り巻く国内外の環境の変化を踏まえ、官民の適切な役割分担の下に、我が国産業界のニーズを反映した部会活動を積極的に推進していく所存です。

最後に部会活動にご尽力頂いた総合部会及び専門委員会、分科会の委員並びに我々の活動にご指導とご協力を頂いた経済産業省の皆様に対して厚く御礼申し上げます。

2024年3月6日

安全保障輸出管理委員会

総合部会 部会長 少徳 彩子

第1章 総括

1. 総合部会の活動方針

総合部会の今年度活動方針および主要課題は、2023年6月7日にハイブリッド方式で開催された第1回会合において、以下のように合意された。

1. 1 基本方針

世界の安全保障情勢は、激動状況が続いている。

2022年2月に突如始まったロシアによるウクライナ侵攻は、国連安全保障理事会の常任理事国による典型的な「侵略」であり、世界を揺るがすものであった。これに対して、G7諸国や主要先進国は、一致して前例のない広汎な制裁を集中的に講じたが、その中で輸出管理規制は強力な手法として大きな役割を果たしてきており、その実効性確保に向けた取組みは現在も続いている。

また、米国は再輸出規制の一種である直接製品ルールによる規制を広汎に適用したが、38カ国・地域は、米国の輸出規制と実質的に類似の輸出規制を行うことをコミットしていることを以て適用が免除された。それによってロシア・ベラルーシ向け輸出規制を米国に準じて行う国が更に広がりを見せ、我が国もG7合意も踏まえつつ様々な措置を講じることとなった。軍事用途・ユーザーに対する規制だけでなく、先端技術品目、更にエネルギー関連その他の主要産業品目の禁輸も相次いでなされ、ロシアの軍事産業だけでなく基幹産業である石油・天然ガス産業に対しても打撃を与えることになった。

しかしながら、ウクライナ情勢の見通しは依然として不透明であり、予断を許さない状況が続くと思われる。

また、米国政府は、2022年10月に中国向けに先端半導体製造・スパコン関連の著しい規制強化を打ち出した。それらの品目が中国の軍事能力を大幅に向上させ、極超音速ミサイルの開発・製造など、軍事バランスに深刻な影響を与えかねないことや、人権侵害につながる高度なAI監視・追跡ツールの開発にも寄与することを理由として挙げている。台湾情勢も念頭にあると見られ、それら品目を民生用途も含めて原則禁輸とし、米国企業・米国人の一切の関与も禁じ、更には広汎な直接製品規制によって海外企業からの輸出をも規制するという、かつてない幅広い規制内容となっている。

米国議会は更に対中強硬姿勢を示し、対中包括的対抗法案のとりまとめを急いでおり、その動向が注目される場所である。

他方、2022年5月の日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）閣僚会議で協力テーマの一つとして打ち出された「日米輸出管理協力」について、産業界等からの意見も募集された。本年3月末には、日本を含む24カ国が「輸出管理と人権イニシアチブ」に関する行動規範の合意に至った。今後それらも踏まえながら、安全保障や人権対応も含めた検討がなされる見込みである。また、米国、オランダ等の諸国との連携の下で、国際レジームに先行して半導体製造装置23品目が規制対象として追加され、今年5月

23日に公布された。

同志国連携については、2019年6月の産業構造審議会小委員会中間報告の提言の柱の一つとなっているが、今後、安全保障、人権の両面で、輸出管理の枠組みがどのようなものになっていくのか注目される。

中国では、習近平主席が3期目に入り、広汎な総体国家安全観に基づいて法令の適用がなされるようになりつつあるが、輸出管理法やデータ安全法の実施によって外国からの企業情報、輸出管理情報へのアクセス制限がなされつつあるほか、「輸出禁止・輸出制限技術リスト」に中国が優位性を持つとされるハイテク技術が多数追加され、また「反外国制裁法」の制裁対象や「信頼できないエンティティリスト」掲載対象として米国の防衛企業2社等が追加された。更には、改正反スパイ法を成立させるなど、対抗姿勢を強めている。

国内に目を転じると、産業構造審議会小委員会提言を受けたみなし輸出規制が2022年5月から施行されたが、ボーダー規制とは異なる管理が必要となり、輸出者等遵守基準省令の改正ともども、企業、アカデミアともそのための内部体制の整備等の対応を迫られた1年となった。同規制への対応は、引き続き課題となっている。

なお、韓国に対する2019年の輸出管理厳格化措置について以前の状態に戻す方針が打ち出されるなど、歓迎される動きも出ている。

我が国では、国際的な緊張が高まる中で、経済安全保障が重要な課題と位置付けられ、経済安全保障推進法の制定や新たな国家安全保障戦略の策定など、局面が大きく動きつつある。そのような中で、経済安全保障の重要な一翼を担う輸出管理に求められる役割はますます高まってきたと思われる。

このような予見が極めて難しい国際情勢の中、輸出者としては、緊張下にあるこれら諸情勢を十分にフォローしつつ、実効性のある、適切な安全保障輸出管理を行っていく必要がある。

これらの状況を踏まえて、昨年度の当部会の成果等に基づき、以下の主要課題に積極的に取り組む。

1. 2 主要課題

(1) 我が国の輸出管理のあり方の検討および提言

1) より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言等

委員間の意見交換を基礎とし、産業界の提言等の要望事項を継続的に検討する。

抜本的な改革検討、規制番号国際化のWGを横断する時宜を得た経済産業省との協議・働きかけを行うことで、輸出管理のあり方の更なる進化に資する活動を年度に縛られることなく継続的・計画的に推進する。今後、昨年度の議論の内容を事例等で補強し、更に論点を整理して、経済産業省との意見交換等に繋げる。

2) 輸出規制品目番号体系の国際化対応 (EU 体系準拠) の活動推進

規制番号国際化 (EU 体系準拠) の実現・推進にあたっては輸出者に極力負担をかけない形で実現されるべく、経済産業省と密な協議を重ねた結果、これまでの検討結果に即した内容、即ち、「国際的に他の国や地域の輸出管理に採用されている EU の規制番号と外為法の規制番号との対比関係を、輸出許可申請手続の電子申請画面にて参照・選択し、電子ライセンスに当該 EU の規制番号を参考表示させる。」という内容で、2022 年 3 月 15 日に公布、2022 年 3 月 20 日に施行された。

今回の改正は、現行の輸出令の体系での該非判定が必要という点はあるものの、国際的な事業活動をしている企業はもちろんのこと、広く企業全般、新興企業、大学・研究機関等にとっても、規制品目の国際的な取引が増える中で、大きな意義があり、大きな進展である。また、副次的には国際レジームでの規制との整合性確認にも役立つものである。

しかし、「政令体系自体を EU 体系に準拠させる」という当初案の実現には至らなかったため、これについては、今後の継続課題である。

CISTEC は、今後も、経済産業省—三団体協議会において、規制番号体系の国際化に向け、経済産業省にご理解とご協力を賜りながら、より良いものにしていきたいと考えている。

3) 各種制度見直しに関する検討及び経済産業省に対する窓口としての活動

米中対立の激化やロシアによるウクライナ侵略といった地政学リスクや国内外の経済安全保障政策の動向を踏まえて、突然の状況変化やルール変更に迅速かつ柔軟に対応できるよう、必要に応じて制度見直しに関する検討を行い、経済産業省と意見交換を継続しながら、ビジネス上の予見可能性やレベルプレイングフィールドの観点、あるいは実効性の観点でバランスのとれた適切なものになるよう産業界としての提言を行う。

(2) 適正な自主管理のあり方の検討

自主管理のあるべき姿、すなわち高度な輸出管理レベルと管理工数の低減を両立させ、かつ、国際競争力も十分に維持し我が国の国益に直結する企業等における自主管理の方法を明確化していく。

自主管理の事例を通じて、従来にも増して適正な自主管理のあり方を検討し、行政に対し適切なサービスを要望していく。

(3) 自主管理に必要な安全保障貿易管理情報とそのあり方の検討

- 1) 自主管理に真に役立つ安全保障貿易管理情報及びそのあり方の検討と提言
 - ・ 該非判定、取引審査等自主管理に必要な情報とそのあり方の検討
 - ・ CISTECや政府機関のサービス等の確認・評価と改善策の提言
- 2) CISTEC 総合データベース等にかかわる改善
 - ・ サブページの内容についての分析及びコンテンツの充実化の検討
 - ・ ホームページ運用、出版物、セミナー、支援サービス等の改善、拡充
 - ・ 利用者の利便性の向上 (利用のしやすさ、利用ガイド)

- ・各種要望のフォローと、更なる改善

3) CHASER 情報にかかわる改善

- ・情報利用者の利便性の向上（利用のしやすさ、機能向上）
- ・顧客情報の充実（データソース拡充、情報精度・信頼度の向上）
- ・各種要望のフォローと、更なる改善

(4) 輸出管理制度、手続の合理化、簡素化のための調査、検討、要望

1) 経済産業省への提言

- ・期初アンケートの意見について検討を行い、必要に応じ提言を行う。

2) 法令等の合理化の検討・要望

- ・技術の定義等の明確化、等

3) 経済産業省へ提出済み要望書のフォロー

- ・経済産業省へ提出した「需要者のあり方に関する要望書」のフォローを行う。

4) 委員間での情報共有及び課題・問題の掘り起こしと明確化

5) ガイダンス、マニュアル等の法令改正への対応及び整備・充実

- ・今年度実施される法令改正等について検討を行い、必要に応じ、改正内容を反映した改訂版を発行する。

6) その他（他の専門委員会等との連携）

(5) 国際交流の推進、および海外法制度の調査・分析

東西冷戦の終結後に形成された輸出管理の枠組みにおいては、世界の安全と平和に向けて、懸念国による大量破壊兵器の開発や地域紛争・テロ活動の防止を主な目的とし、国際輸出管理レジーム、国連安保理等を通じて国際社会共通の規制・ルールが定められてきた。

然し乍ら、ロシアによるウクライナ侵攻や米中対立等、今般の国際情勢を背景に、各国においてこれまでにない規模・スピードで輸出規制の強化・拡大が行われていることに加え、特定国・企業への制裁、技術優位性の確保、経済安全保障の取組、人権侵害・抑制の防止等を含め、国家の戦略・政策の為に輸出規制が利用され、また価値観を共有する同志国、或いは技術保有国による機動的な管理体制が新たに検討・創設されている等、輸出管理の目的・枠組みが多様化し、輸出規制・制度も複雑化しつつある。

斯かる状況下においては、日々変化する欧米・アジア主要国をはじめとする海外各国の輸出法令・管理制度、並びにその動向・運用状況を適時・的確に把握することが不可欠である。併せて、欧米・アジアでの国際対話により、政府当局の方針・政策や産業界の見解・対応等への理解を深め、経済産業省等の本邦輸出管理当局へのフィードバック・提案等を通じて、輸出管理の国際ハーモナイゼーションを高め、日本企業の負担軽減やレベルプレイングフィールドの確保に繋げて

いくことが重要となる。

これらの対応として、2つの分科会（国際交流分科会・海外法制度分科会）にて、以下のとおり活動を行なう。

1) 国際交流分科会

輸出管理制度に関する多国間協調が進む中、国際交流分科会活動を行う目的は、米・欧・アジア主要国をはじめとする海外各国の輸出管理当局、産業団体、企業、研究機関等との交流を図り、輸出管理制度に関する相互理解を深め、延いては、輸出管理制度の国際的なハーモナイゼーションの促進に貢献することにある。

当分科会は、過去20年を超える長きに亘り米国・欧州への調査ミッション、更に2015年度以降はアジアへの調査ミッションも毎年実施し、直接対話・意見交換を重ねてきた。その結果、米・欧・アジアに貴重な交流基盤を築き上げ、今やCISTECの存在は国際的にも認知度が高まっている。

COVID-19の影響により2020年度、2021年度はオンライン会議形式での対話を余儀なくされたが、2022年度は欧米・アジア共に3年ぶりに現地訪問し直接対面して会合を行うことが出来た。

当分科会としては、これまでの活動で築いた交流基盤を最大限活かすことによって、国際的なハーモナイゼーションの実現、並びに日本の輸出管理制度改善に益々貢献していきたい。その為には、活動の継続性が極めて重要となることから、これまでと同様に、欧米対話WG及びアジア対話WGを設置し、米国・欧州・アジアへの訪問を継続する。それらを通じて国際交流を更に深化させることを当分科会における活動の基本とする。

2) 海外法制度分科会

世界各国の輸出管理法制度は、国際輸出管理レジーム等を通じて国際間のハーモナイゼーションの促進が図られているとはいえ、その国情、歴史的背景、地域的背景等があり、実際の輸出管理は各国固有の法制度の下で行われている。更には、それら法制度もその時々国際政治や安全保障環境等に応じて変化している。

また、我が国産業界にとって、経済活動のグローバル化による世界との結びつきが益々強まる昨今の事業環境においては、海外現地法令の動向をタイムリーに把握し、各国輸出管理法制度の内容と運用の実態を継続して調査する重要性は高まるばかりである。

よって、海外法制度分科会では、米国及び欧州・アジア主要各国の輸出管理法制度及び運用実態に関する調査・分析を定期的且つ継続的に実施する。実施に当たっては、必要に応じサブワーキンググループを設置、また、他の専門委員会・分科会、及び国際交流分科会の協力を得て、効率化を図っていく。また調査・分析結果をとりまとめるうえ、その成果を「輸出管理ガイダンス」として発行し、我が国産業界の活動に資するものとする。

2. 総合部会の活動成果

以下は、2023年度の輸出管理のあり方専門委員会、制度専門委員会、国際関係専門委員会の活動成果を総括したものである。

2. 1 制度検討・提言及びその成果

本年度も各専門委員会において、我が国の規制・手続に関してそれぞれの立場から、各種の合理化・簡素化提言活動を行った。以下に概略を示す。

(1) より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言（輸出管理のあり方専門委員会）

総合分科会、自主管理分科会、制度・手続き分科会の傘下 WG において「通常兵器キャッチオール規制に関する諸問題」に関して共通の課題認識を持っていたが、2023年11月1日に再開された産構審安全保障貿易管理小委員会において通常兵器キャッチオール規制の見直しが審議されることを期待して、各分科会の主査・副主査で協議し、時機を逃さず2023年11月7日、輸出管理のあり方専門委員会と制度専門委員会の両委員長名で「通常兵器キャッチオール規制に関する諸問題」を経済産業省 安全保障貿易管理政策課に提出した。

また、同小委の審議の経過に合わせて、従来から提起してきた輸出管理全般についての諸課題・要望等を急ぎ取りまとめて、2024年1月16日両委員長名で「安全保障輸出管理の制度・運用のあり方について（包括的要望書）」を安全保障貿易管理政策課に提出した。

(2) 輸出規制品目番号体系の国際化対応（EU 体系準拠）の活動推進

（輸出管理のあり方専門委員会）

2023年度も、経済産業省—三団体協議会の枠組みは維持したものの、意見交換会の開催は実現されず、合同 WG においては、規制番号に及ぶ具体的な意見交換には至らなかった。

(3) 来年度以降の分科会活動のあり方についての検討（輸出管理のあり方専門委員会）

CISTEC 全体事務局より、情報共有や勉強の場としての活動が中心となっている専門委員会活動・分科会活動の現状について、委員会発足当時の目的であった、「専門家達が集まって議論し、産業界に発信し、経済産業省へ提案する」という本来のあるべき姿に戻すために、来年度以降の活動のあり方について検討を要請された。

当分科会の活動を振り返ると、これまでの活動を踏襲して上記2つの WG を設定しつつも、近年は2つの WG を合同開催し、経済安全保障も含めて輸出管理を巡る最新の動向について、年度の枠にとらわれずに、踏み込んだ意見交換や事例共有を行ってきた。そこで得られた知見や課題認識はこれまでの要望書等に反映されたり、EU 番号を記載した電子ライセンス交付を可能とするなどの NACCS の改修に結び付いたり、具体的な成果も得られている。

しかし、経済産業省との協議は厳格な守秘が要求されるだけでなく、バランスの取れた高いレベルの識見が求められ、分科会として活動する年間スケジュールとはタイ

ミングが合わないことが屢々であり、WG として経済産業省と直接対面し議論するような機会を作ることが出来ず、また、経済産業省との協議内容を事後にエッセンスのみ共有することにならざるを得なかったジレンマがあった。

CISTEC 全体事務局より提起された「専門家達が集まって議論し、産業界に発信したり、経済産業省へ提案する」という本来のあるべき姿にするためには、これまで行われてきた経済産業省との協議に相応しいような委員を分科会のメンバーとし、いつでも経済産業省との協議に即応出来るように、普段から最新の動向に目配りしながら議論を重ね、経済産業省への提言内容を練り上げておくような活動に転化する必要があるという結論に至った。

(4) 「自主管理の適正化・合理化」、「複雑化する規制・制裁に対応した自主管理」に関する議論 (輸出管理のあり方専門委員会)

期初にアンケートを実施した結果、“「国際的な平和及び安全の維持」を目的とする法制度を遵守するための適切かつ効率的な自主管理”に加えて、各国の経済安全保障政策等による“環境変化に伴う、従来の輸出管理の枠組みを超えた制度・要求に対応するための自主管理”について高い関心が寄せられた。

前者は、自主管理の適正化（立入検査、チェックリスト、通常兵器キャッチオール規制等への対応）、自主管理の合理化（自主管理規則の合理化、システム化）等について事例を通じて、意見交換を行った。また、そこでの課題認識について、経済産業省との意見交換会を開催した。

特に、多くの企業が課題認識している通常兵器キャッチオール規制の運用については、総合分科会、制度・手続き分科会の傘下 WG でも共通の課題認識があったため、各分科会の主査・副主査で話し合った結果、2023 年 11 月 7 日、輸出管理のあり方専門委員会と制度専門委員会の両委員長名で「申し入れ書」を経済産業省 安全保障貿易管理政策課に提出した。

後者は、国際レジームに基づく輸出管理法制度の枠を超えて複雑化する規制・制裁に対応した自主管理、デジタル活用やテレワーク等の業務環境変化に対応した自主管理の課題について、事例を通じて意見交換を行った。

(5) 海外拠点のための安全保障貿易管理ガイドランスの作成

(輸出管理のあり方専門委員会)

CISTEC 発行の「海外拠点のための安全保障貿易管理ガイドランス」は、海外子会社が管理体制の構築や強化を行う際に大変参考になるものの、現在 11 種類のガイドランスがありタイムリーに更新できていない。そこで、2021 年度に今後のガイドランス発行方針に関して議論し、現状の地域ごとのガイドランスを継続発行せず、基本となる「海外拠点のための安全保障貿易管理ガイドランス」の内容の充実を図ることにした。

2022 年度より、その方針に基づき、委員で分担して原稿を作成し、ガイドランスの位置付けや現在の世界情勢を踏まえ、統合された原稿内容について WG で議論を行ってきた。

今年度の WG では、各委員の意見を反映して記載内容を見直して、ガイドランスの充

実化を図り、原稿を仕上げた。

(6) 日常の輸出管理業務に役立つ勉強会を開催 (輸出管理のあり方専門委員会)

講義テーマについてアンケートをとり、昨今の安全保障環境の変化を踏まえてご要望が多かった以下のテーマについて、有識者よりご講義いただいた。

- ・レジームについて考えよう (国際レジームの限界から、同志国連携によるレジームへ)
- ・中国の状況分析 (中国の反外国制裁法や反スパイ法等への対応)

(7) CISTEC ホームページの改善案を提案 (輸出管理のあり方専門委員会)

1) CISTEC HP の改善案を提案 (活動テーマ 1) に対し各委員にヒアリング

トップページからクリックした際のサブページ (ジャンプ先) について「ページ内構成」や「情報の適切性や並び」などについてヒアリング。

同様に、検索のしやすさの対応として検索機能について検索キーワード設定方法や検索結果の出方についてヒアリング。

2) 注目国情報に対する各委員の提案内容の共有

各委員から提出された提案内容 (41 件) について各委員が提案内容の説明を行い、WG 内で提案内容を共有した。

3) 注目国情報などに対する提案 (原案) の説明

「注目国情報、パンくずリスト及び PDF の開く状態 (新しいタブで開く方法)」について、太田津 WG リーダーが説明し、その後出席委員全員による論議を実施した。

4) 検索機能の活用の説明

「利用者の声、検索機能の現状、検索機能改善の方針案、今年度 WG で合意したいこと、そして成果物イメージ」を船田サブリーダーが説明し、情報共有とともに内容を合意した。

5) 注目国情報などに対する提案書 (検討報告書) を作成

論議結果に基づき要望書 (案) を作成。本案を CISTEC に提案する。

(8) CHASER 改修内容について (輸出管理のあり方専門委員会)

2023 年 8 月 7 日に実施した CHASER 改修内容を事務局から説明した。

- ・ 検索結果一覧を印刷する際の印刷結果 (印刷結果で不要な項目の削除) [No.020]
 - ・ 検索窓(企業名/名称)の「×」ボタンの復活 (入力データのリセット機能) [No.022]
- なお、No.020 及び 022 は、期初アンケート(CHASER について)の No.

(9) 企業の自主管理に真に役立つ情報提供シリーズ (輸出管理のあり方専門委員会)

1) 米国商務省、大手 HDD メーカーのシーゲイト社にファーウェイ社向け拡大直接製品規制の違反で史上最大規模の罰金処分

2) 米司法省、商務省主導の機微技術流出取締り執行チーム「破壊的技術ストライクフォース」の概要と起訴状一部紹介

- 3) FinCEN と BIS の合同アラート「ロシア及びベラルーシ向け輸出規制の抜け駆け行為に対する警戒強化（金融機関向け）」
- 4) 超訳 USCC2023 年次報告書

(10) 輸出管理制度、手続の合理化、簡素化のための調査、検討、要望

- 1) 経済産業省への提言
- 2) 法令等の合理化の検討・要望への対応

「用途・需要者等の確からしさ確認」のあり方と法令・制度面の課題検討、提言
(制度専門委員会)

制度・手続分科会では、「用途・需要者等の確からしさ確認」のあり方と法令・制度面の課題検討に取り組んできたが、本件を実効的に進めるべく、他分科会と連携し、委員長名で「通常兵器キャッチオール規制に関する諸問題」をまとめ、経済産業省に申し入れを行った。(2023年11月)

さらに、上記申し入れの内容を含み、より包括的な構成とした内容の意見書「安全保障輸出管理の制度・運用のあり方について」を委員長名にて提出した。(2024年1月)

3) 経済産業省へ提出済み要望書のフォロー

「2019年度要望書「需要者のあり方に関する要望書」のフォロー
(制度専門委員会)

2023年4月、経済産業省殿に本要望書の提出の経緯、主旨等の説明を行うことができ、同年6月、METI Q&Aの「全貨物共通 5.事前同意手続」QA14が改定された。これにより、「費消」の考え方については、「ポンプ・バルブ」を「半導体製造装置」に組み込んだ場合にのみ適用できる内容であったものが、一定の要件を満たせば、他の場合も同様に認められることとなった。

なお、上記改定に関連し、METI Q&Aの「個別貨物 9.弁、ポンプ等 QA3」についても、引き続き改定の要望を行う。

(11) 委員間での情報共有及び課題・問題の掘り起こしと明確化

1) アンケート結果に基づいたテーマに関する情報共有、意見交換

(制度専門委員会)

以下3つのテーマについて、アンケートを実施し、その結果に基づいて、委員間で事例共有および意見交換を行った。

- ① みなし輸出管理
- ② 包括的な技術提供管理
- ③ その他（ネットワーク経由の技術提供管理およびAI利用時の輸出管理）

各テーマについて、上手くいっている取組みおよび課題について複数の委員より事例紹介いただき、意見交換を行うことで各社の運用に参考となる活動となり非常に有益であった。

なお、「みなし輸出管理」に関連し、「特定類型該当者」がいた場合の対応について、参考と

なる指針が欲しいとの意見が多数あった為、SWGを立ち上げて検討することとした。

2) 「特定類型該当者」がいた場合のガイドラインについて (制度専門委員会)

アンケート結果より、「特定類型該当者」がいた場合の標準的な手順例を検討し、ガイドラインの作成に取り組んだ。

『企業における特定類型該当者への対応ガイドライン』としてまとめ、CISTECのHP等で公開予定。

(1 2) ガイダンス、マニュアル等の法令改正への対応及び整備・充実への対応

1) 「実務者のためのわかりやすいQ&Aガイダンス」、「許可申請手続きQ&Aマニュアル」の改訂

(制度専門委員会)

「実務者のためのわかりやすいQ&Aガイダンス」、「許可申請手続きQ&Aマニュアル」の改訂作業を手続検討WGにて行った。

A班～F班にて、改訂や追記すべき内容について改訂案を作成、WGにて内容確認、採用可否を議論した。来年度発行の予定。

2. 2 国際交流

(国際関係専門委員会)

(1) 欧米対話 WG

本年度の米国ミッションでは、米国の方針・政策に関わる動向・将来方向性、並びに産業界の見解・対応等を的確に把握すべく、①厳格化する対中政策、②懸念国向け制裁方針、③人権由来の輸出規制、④新興・基盤的技術の規制動向、⑤同志国・技術保有国による輸出管理の枠組み、⑥中国による規制強化・反外国制裁の動き等を主要テーマとして、政府当局・議会関係者・国連・産業団体・シンクタンク・企業等、会合先を拡大・充実させた上で対話・意見交換を実施した。

各会合で数多くの貴重な最新情報が得られたが、全体を通して、自らの国家安全保障・外交政策を実現する為には米国単独での実効性を伴う目標達成は困難として、同志国との連携・協調を重要視していること、また全ての政策において人権対応を不可欠な最重要課題と位置付けていることを改めて認識することが出来た。

会合結果については、2024年3月開催のオンライン報告会で成果概要を説明し、委細にわたる報告書はCISTECジャーナル2024年3月号に掲載する。

(2) アジア対話 WG

本年度はインド、アラブ首長国連邦(UAE)を訪問。インドでは輸出管理当局及びインド商工会議所連合会(FICCI)との会合に加え、National Conference on Strategic Trade Controls(NCSTC)に参加し、UAEでは輸出管理当局との会合を行った。

いずれの会合においても、国の産業政策や外交政策の強い影響を受けつつ、国際的なルールに準拠した安全保障輸出管理を展開することにより、先端技術の海外からの習得を容易にし、自国の産業の発展につなげようと両国政府が尽力していることが理解でき、また法制度の導入及び運用状況に関する貴重な情報を得ることができた。

両国での会合に共通して、CISTEC から日本の最新状況、島津製作所殿から日本企業の輸出管理実施例を紹介。今後も CISTEC との交流を継続し、情報交換していくことを確認した。

会合結果については、2024 年 3 月開催のオンライン報告会で成果概要を説明し、委細にわたる報告書は CISTEC ジャーナル 2024 年 3 月号に掲載する。

2. 3 海外法制度の調査・研究活動の成果等 (国際関係専門委員会)

(1) 各国法制度の調査

本年度も米国、欧州、及びアジアの 3 地域に分けて主要各国における法制度の動向を調査した。各委員の努力が実り、各国毎の調査結果を「輸出管理ガイドンス」として発行する。「輸出管理ガイドンス」の発行自体が海外法制度分科会における最大の成果であるが、ここでは各地域に関する特記事項を記載の上、その補足とする。

1) 米国

国際輸出管理レジームにおける合意事項の EAR への反映以外にも、EAR 上位規則に位置付けられる輸出管理改革法(ECRA)に基づく新興技術(Emerging Technologies)及び基盤的技術(Foundational Technologies)の規制動向、ロシア・イラン・キューバ・ミャンマー等への制裁、先端コンピューティング・半導体製造に関わる対中規制の大幅な強化、中国企業・団体のエンティティリストへの多数且つ継続的掲載、人権侵害への対処を目的とした輸出管理等の米国輸出管理法制度の最新動向を調査した。当該内容を反映した「輸出管理ガイドンス」改訂版を発行する。また本年度も EAR 違反制裁事例分析や WG 委員企業による EAR 対応含む輸出管理実例の共有等を行った。

2) 欧州

継続調査を行っている EU 及び 4 カ国(英・独・仏・蘭)を対象として、其々の輸出管理制度及び運用実態に関わる主要動向を分析した。また対中国・ロシア規制、対内直接投資規制等の輸出管理の周辺動向にも注視し WG 内で情報交換を行った。

当該内容を反映した「輸出管理ガイドンス」改訂版を発行する。ガイドンスの構成等については、欧州諸国の法令の特徴を踏まえた上で、用語集、標準目次等の活用によるガイドンスの構成・用語の統一を継続して行い、読み手の利便性向上を図った。

3) アジア

昨年度と同様に計 14 ヶ国・地域(中国・香港・台湾・韓国・マレーシア・フィリピン・タイ・シンガポール・ベトナム・インドネシア・インド・オーストラリア・ニュージーランド・UAE)を対象として、継続的に輸出管理当局の発信情報等を注視し、国際交流分科会・アジア対話 WG とも適宜連携の上、最新動向を整理した。最新動向を反映した「輸出管理ガイドンス」改訂版を発行する。

3. 総合部会の今後の課題

(1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言

- 1) より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言
- 2) 輸出規制品目番号体系の国際化対応（EU 体系準拠）の活動推進
- 3) 各種制度見直しに関する検討及び経済産業省に対する窓口としての活動
(以上 1)～3) 輸出管理のあり方専門委員会)
- 4) 経済産業省への提言
- 5) ガイダンス・マニュアルの改訂

(以上 4)～5) 制度専門委員会)

(2) 企業の輸出管理の適正化・効率化のための調査、検討並びに支援

(輸出管理のあり方専門委員会)

- 1) 適正な自主管理のあり方の検討

(3) 海外法制度・運用の調査、比較分析、および国際交流の推進

(国際関係専門委員会)

- 1) 海外主要輸出関連機関との交流・意見交換の継続・促進
- 2) 欧米及びアジアの産業団体・企業との交流・意見交換の継続、協力関係の深化
- 3) 欧米及びアジア主要国の輸出管理法制度の動向調査及び運用実態の調査継続
- 4) 輸出管理制度の国際ハーモナイゼーションの調査・分析及び同活動を通じた国際ハーモナイゼーションへの貢献
- 5) CISTEC 他委員会・分科会との連携強化とそれに基づく活動の効率化

(4) 企業の自主管理に真に役立つ安全保障貿易情報及びそのあり方の検討と提言

(輸出管理のあり方専門委員会)

- 1) 自主管理に真に役立つ安全保障貿易管理情報及びそのあり方の検討



(第2回総合部会 2024年3月6日)